

八代市告示第50号

平成18年6月30日八代市告示第77号（建築物の中間検査制度の導入）の一部を次のように改正し、平成23年8月1日から施行する。

平成23年7月12日

八代市長 福島和敏

「第7条の3第1項」を「第7条の3第1項第2号」に、「平成18年8月1日から平成23年7月31日まで」を「平成23年8月1日から平成28年7月31日まで」に改め、「特殊建築物」の次に「（共同住宅を除く。）」を加える。